

社会保障・税番号要綱

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

平成 23 年 4 月 28 日

目次：

第 1 はじめに	2
第 2 基本的な考え方	3
第 3 制度設計	7
I 基本理念	7
II 個人に付番する「番号」	7
III 法人等に付番する番号	12
IV 「番号」を生成する機関等	12
V 情報連携	13
VI マイ・ポータル	14
VII 情報連携基盤の運営機関等	14
VIII ICカード	14
IX 第三者機関	15
X 罰則	17
第 4 実施計画案	19

第１ はじめに

この要綱は、社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」¹という。）に関し、本年１月３１日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ進めてきた検討に基づき、法令その他で措置する事項の内容、番号制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、現段階での方向性を示すものである。

今後、これに沿って、国と地方公共団体・関係機関（日本年金機構や医療保険者等）との相互調整を行うなど、地方公共団体等の実情や費用対効果を踏まえ、「第４ 実施計画案」を念頭にスケジュール等の弾力性を確保しつつ、引き続き検討を行う。

¹ 「番号制度」は、複数の機関に存在し、かつ、それぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うために必要な、①付番（「番号」（後記第２の３．で定義する。）を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み）、②情報連携（複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組み）、③本人確認（個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み）の３つの仕組みで構成される社会基盤。

第2 基本的な考え方

1. 実現すべき社会

複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤は、情報化された社会には必要不可欠なインフラであり、既に多くの諸外国で整備されている。

番号制度は、かかる基盤を提供することにより、国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるような社会を実現することを目的とする。

番号制度は、国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、一方、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段となるという、いわば国民と国・地方公共団体等との間の新しい信頼関係を築く絆となるものである。

2. 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援

今般、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、被災者救援・震災地復興が我が国における最大の課題となっている。特に、今後の被災者の生活再建や地域コミュニティの再生、地域経済の復興には、中長期的な取組が必要であり、番号制度の迅速な導入は、これに資するものと考えられる。また、今後起こり得る大災害にあらかじめ備え、実際の災害発生時に即応でき、復興再建の局面でも効力を発揮するよう、防災福祉の観点からも、番号制度の在り方を考える必要がある。

具体的な利用事務については、本年6月に公表を予定している「社会保障・税番号大綱（仮称）」において示すこととする。

3. 法制度の必要性

我が国に番号制度を導入するためには、番号制度の基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、「番号」（新たに国民一人ひとりに付番される唯一無二の「民一民一官」で利用可能な見える番号をいう。以下同じ。）の付番・通知、「番号」を利用する事務、本人確認の在り方、「番号」に係る個人情報²の保護、情報連携の仕組み、国民に交付されるＩＣカード、施行期日、施行のための準備行為等について、法律又は法律の授權に基づく政省令に規定する必要がある。

4. 「番号」の利用事務

国民が番号制度の導入によって公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、利便性が向上し、その権利がより確実に守られるように、「番号」を利用する事

² 「番号」に係る個人情報とは、①「番号」、②情報連携基盤（後記6.で定義する。）を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障及び税分野の個人情報及び③法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」と紐づいて扱われる社会保障及び税分野の個人情報をいう。前記各個人情報については、いずれも、法令により具体的に特定されることとなる。

務を特定し、その施行時期を各事務に応じて決定することが重要である。現在、基本方針に規定されている利用場面及び地方公共団体から提案されている意見を踏まえた利用場面等について、各事務を所掌している関係各府省において検討が進められており、その具体的な利用事務については、本年6月に公表を予定している「社会保障・税番号大綱（仮称）」において示すこととする。

5. 国民の懸念への対応

他方で、番号制度の実施に伴い、国民の間には、

① 国家管理への懸念

国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

② 個人情報の追跡・突合に対する懸念

「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、

○ 集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念

○ 集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかといった懸念

③ 財産的被害への懸念

番号制度の当面の利用範囲が社会保障及び税分野とされていることから、「番号」や個人情報の不正利用等により財産的被害を負うのではないかといった懸念

が生じるのではないかと指摘されている。

これらの懸念に対しては、主として以下のような措置を講じることにより、より一層高度な個人情報保護を図ることとする。

懸念の類型	制度上の保護措置	システム上の安全措置
①国家管理への懸念	・ 第三者機関の監視 ・ 自己情報へのアクセス記録の確認	・ 個人情報の分散管理 ・ 「番号」を用いない情報連携
②個人情報の追跡・突合に対する懸念	・ 法令上の規制等措置³ ・ 第三者機関の監視 ・ 罰則強化	・ 「番号」を用いない情報連携 ・ アクセス制御 ・ 個人情報及び通信の暗号化
③財産的被害への懸念	・ 法令上の規制等措置 ・ 罰則強化	・ アクセス制御 ・ 公的個人認証等

³ 基本的には法律又は法律の授權に基づく政省令による全国一律の規制を想定している。

6. 住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係

番号制度の構築に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係る最高裁合憲判決（最判平成 20 年 3 月 6 日）を十分踏まえる必要がある。

同判決を踏まえれば、番号制度は、

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
 - ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
 - ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
 - ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
 - ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
 - ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること
- 等の要件を備える必要がある。

したがって、上記の要件を充足するため、それぞれ下記のと通りの制度設計を行うこととする。

- ①については、「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、正当な理由のない提供行為等に罰則を設ける。
- ②については、(a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関（「番号」に係る個人情報を保有する行政機関、地方公共団体及び関係機関（日本年金機構等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のデータベースによる分散管理とし、(b) 法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報保有機関間でやりとりするための電子情報処理組織（以下「情報連携基盤」という。）においては、「民一民一官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) さらに当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる⁴。
- ③については、「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令⁵に書き込むことで番号制度の利用範

⁴ 情報連携基盤の構築に当たっては、将来的に幅広い行政分野等における情報連携を可能とすることに留意するものとする。

⁵ 技術的・細目的事項等について政省令に委任することが考えられる。

困・目的を特定するとともに⁶、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル（情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）上で確認できるようにする。

- ④については、情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ⑤については、行政機関の職員等による不正利用、不正収集等につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）より罰則を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。
- ⑥については、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。

番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等をいう。以下同じ。）よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、より一層高度の安全性を確保することが求められる。

以上のように、まずは国民の生活に直結する社会保障及び税の分野において広く「番号」を活用するとともに、「番号」に係る個人情報は情報保有機関が分散管理することとし、この分散管理を基にした高いレベルのシステム上の安全措置と制度上の保護措置を講じることにより、国民が安心して「番号」のメリットを享受できるよう、下記のとおり制度設計を行うものである。

⁶ 対象となる個人情報のうち、あらかじめ本人の同意を得て情報連携する必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとする。

第3 制度設計

I 基本理念

番号制度に係る共通的な事項について規定した「社会保障・税番号法（仮称）」（以下「番号法」という。）を制定し、番号法に主権者である国民の立場に立って、次に掲げる事項を基本理念として取り組むことを規定する。

- ① 社会保障給付及び社会保障負担並びに税の賦課及び徴収に関して、国民が公平及び公正さを実感できる社会の実現を目指すこと
- ② 社会保障給付が所得等の水準を的確に把握することにより適切に支給される社会の実現を目指すこと
- ③ 行政が適正かつ効率的に運営される社会の実現を目指すこと
- ④ システム技術、高度情報通信ネットワーク等を活用して国民生活の充実及び利便性の向上が図られる社会の実現を目指すこと
- ⑤ 行政機関の保有する「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを確保し、当該個人情報へのアクセス記録を国民自ら確認できる社会を目指すこと

II 個人に付番する「番号」

1. 付番

- (1) 個人に付番する「番号」については、住基ネット等、既存のインフラをできる限り生かした効率的なシステムを構築した上で、住民票コードと一対一で対応する新たな番号とする。付番の方法については、現行の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票コードに係る事務の在り方や社会保障・税分野における地方公共団体等の実務を踏まえ、国、地方公共団体とIV 1. の機関が適切な役割分担の下に行うことを基本として、今後検討する。
- (2) 市町村長は、「番号」を遅滞なく個人に通知するものとする。ただし、券面に「番号」が記載されたICカードが既に交付されている場合には、改めて当該通知を要しないものとする。

2. 変更

「番号」を通知された者は、「番号」の変更を請求することができる。変更請求の要件等については、今後検討する。

3. 失効

- (1) 変更により、新しい「番号」を付番された場合、従前の「番号」は失効する。
- (2) 偽りその他不正の手段により「番号」が取り扱われた場合等においては、失効させることができる。

4. 利用範囲

「番号」を利用することができる手続については、以下に掲げる例示のほか、社会保障サブワーキンググループにおける検討、全国知事会、全国市長会及び全国町村会から寄せられた意見の実現に向けた検討並びに大災害時における支援への有効活用策の検討など具体的な検討を更に進め、「大綱」策定時まで利用範囲の拡充を図ることとする。

- (1) 国民年金及び厚生年金保険、共済年金等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定めるもの
- (2) 国民健康保険及び健康保険(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に関する短期給付を含む。)等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定めるもの
- (3) 介護保険の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定めるもの
- (4) 雇用保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続その他番号法の授権に基づく政省令で定めるもの
- (5) 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類その他番号法の授権に基づく政省令で定める書類等への記載及びこれに係る利用
- (6) 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類その他番号法の授権に基づく政省令で定める書類等への記載及びこれに係る利用
- (7) 社会保障及び地方税の分野における手続のうち条例に定めるもの

5. 本人確認等

- (1) 「番号」の告知(法令の規定に基づいて書面に「番号」を記載することを含む。以下同じ。)を求めることのできる行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等(職員等には労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。)及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者⁷又はその従業者等(従業者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。)は、告知を受ける際、本人確認を行うとともに、「番号」の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 「番号」を取り扱う個別具体の手続における本人確認及び「番号」の真正性確保等の在り方については、ICカードを活用した本人確認及び「番号」の真正性の確認を基本としつつ、手続ごとに要求される本人確認等の厳密さのレベルが異なることから、番号法には規定せず、個別法等で個別に規定する。また、民一官、民一民のそれぞれの取引の場面で求められる適切な認証の在り方につ

⁷ 現時点では、金融機関、健康保険組合及び源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられる。

いて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく認定認証業務の活用を含めて検討を行う。

- (3) 真正性が疑わしい「番号」が判明した場合の取扱いを番号法に規定することを検討する。

6. 告知義務

正当な利用目的で「番号」の告知を求められた者は、「番号」を告知しなければならない、正当な理由なく、「番号」の告知を忌避してはならない。

7. 告知要求の制限

何人も不当な目的で「番号」の告知を求めてはならない⁸。

8. 虚偽の告知の禁止

何人も虚偽の「番号」を告知してはならない。

9. 告知義務等に対する罰則

正当な理由なく、本人確認等義務、告知義務、告知要求制限、虚偽の告知の禁止に違反した場合について処罰する規定を社会保障又は税務の個別法上設けることを検討する。

10. 閲覧、複製及び保管等の制限

- (1) 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等は、職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報を読み、複製し、又はこれが記録されたデータベース等を作成してはならない。
- (2) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者又はその従業者等は、正当な理由なく、「番号」に係る個人情報が記録されたデータベース等を作成してはならない。
- (3) 業務により「番号」（法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業により知り得た「番号」を除く。）を知り得た事業者⁹又はその従業者等は、当該「番号」を文書、図画又は電磁的記録に記録して保管してはならない。
- (4) 行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得

⁸ 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、他人の「番号」を知り得る業務としては、現在行われている多様な本人確認手段の一つとして、改良される住民基本台帳カードを活用することとなる本 IC カードを用いた本人確認が想定されるところである。

この場合、本人確認を実施する事業者において、利用し得る本人確認書類の一つとして IC カードを挙示すること等が、実質的に「番号」の告知要求に当たり得ることから、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、一切の告知要求を禁止することは妥当でないと考えられる。

⁹ 「番号」が券面に記載されている IC カードを本人確認書類として用いた事業者が考えられる。なお、「番号」は、IC カードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討する。

る事業者以外の者は、何人も、業として、「番号」の記録されたデータベース等を作成してはならない。

- (5) 地方公共団体の職員等又は「番号」を取り扱う事業者¹⁰若しくはその従業者等は、業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない¹¹。

11. 安全管理措置義務

地方公共団体又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者は、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、相当な措置を講じなければならない¹²。

12. 電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務

行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ。）の従事者等（従事者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）は、職務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

13. 委託、再委託等に関する規制

- (1) 地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者による委託について、行政機関個人情報保護法又は個人情報保護法における規制と同様の規制を課す。
- (2) 委託元となる行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の許可又は明示の許諾を得なければ、「番号」に係る個人情報の取扱いの再委託、再々委託等を行うことはできないこととする。
- (3) 再委託、再々委託等を受けた者は、「番号」に係る個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託業務の従事者等は、委託元の職員等又は従業者等と同様の義務を負うこととする。

¹⁰ 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者及び業務により「番号」を知り得た事業者をいう。

¹¹ 行政機関及び関係機関の職員等については、既に、それぞれ行政機関個人情報保護法第7条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第8条に同様の規定がある。

¹² 行政機関及び関係機関については、既に、それぞれ行政機関個人情報保護法第6条第1項、独立行政法人等個人情報保護法第7条第1項により、安全確保措置を講じなければならないこととされている。

地方公共団体については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）において、区域内の事業者等への支援（同法第12条）や苦情の処理のあっせん等（同法第13条）の努力義務が課せられている。

IXで後述する委員会及び個人情報保護についての既存の監督機関は、連携を図りながら、当該事業者において前記の必要かつ適切な措置が確実に講ぜられるよう監督するものとする。

14. 死者の識別情報

行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者が、「番号」に係る死者の識別情報を、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講じるものとする。

15. 「番号」に係る個人情報へのアクセス

- (1) 行政機関及び関係機関が保有する「番号」に係る個人情報のうち、不開示情報に該当しないことが事前に確定でき、かつ、マイ・ポータル上で当該個人に開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報については、マイ・ポータル上で開示できるものとする。地方公共団体が保有する「番号」に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断によりマイ・ポータル上で開示できるものとする。
- (2) 行政機関及び関係機関が保有する「番号」に係る個人情報のうち上記に該当しない情報についても、開示請求手続、訂正請求手続及び利用停止請求手続をマイ・ポータルを経由して行うことができることとする。地方公共団体が保有する「番号」に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断により開示請求手続、訂正請求手続及び利用停止請求手続をマイ・ポータルを経由して行うことができるものとする。

16. アクセス記録

- (1) 情報保有機関による、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやりとりについて、その日時、主体、情報の種類、根拠等を、個人自ら確認できる仕組みを設けることとする。
- (2) 行政機関個人情報保護法第14条¹³に規定される除外事由を踏まえ、必要に応じて除外事由を設けることとする。
- (3) アクセス記録の確認は、本人確認を行った上で、マイ・ポータル上で行うほか、マイ・ポータルへの接続が困難な者等も確認できるようなその他の仕組みを設けて行うこととする。

17. 情報保護評価の実施

- (1) 「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価（以下「情報保護評価」という。）を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じるものとする。
- (2) 行政機関及び関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を実施した上で、その結果を区で後述する内閣総理大臣の下に置く、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委

¹³ 独立行政法人等個人情報保護法は、行政機関個人情報保護法に準じているため、行政機関個人情報保護法のみ引用する。

員会に報告し、その承認を受けるものとする。

- (3) Ⅹの委員会は、行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が情報保護評価を実施する際のガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言、指導等を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。

(注) 番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、Ⅹの委員会が設立される前に開発が行われることが想定されるため、情報保護評価ワーキンググループ(仮称)にてガイドラインを作成した上で、上記システムに係る情報保護評価の承認を行うこととする。

Ⅲ 法人等に付番する番号

1. 付番

次に掲げる法人等に対し、「法人番号」を付番する。

- (1) 国の機関及び地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) 国税・地方税の納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有する又は法定調書の提出対象となる取引を行う人格のない社団等及び登記のない外国法人並びに法人課税信託の受託者で法人税法(昭和40年法律第34号)上信託資産ごとに別の者とみなされるもの

2. 通知

国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に通知するものとする。

3. その他

「法人番号」についても、上記Ⅱ5.の告知を受ける際の本人確認及び「番号」の真正性確保、6.の告知義務、8.の虚偽告知の禁止等、番号制度を適正・円滑に運営するために必要な措置については、個人に付番する「番号」と同様の措置を講じることを検討する。

Ⅳ 「番号」を生成する機関等

1. 「番号」を生成する機関

個人に付番する「番号」が住民票コードと一対一で対応する新たな番号となることから、Ⅱ1.(1)の付番に当たって、「番号」を生成する機関の在り方は、現行の住民基本台帳法に規定されている指定情報処理機関が住民票コードを生成してきたことを踏まえ、今後検討する。

2. 法人等に付番する機関

- (1) 法人等付番機関は、会社法人等番号を活用して法人等に付番するため、法務大臣に付番対象である法人の登記に記録されている事項のうち、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号の提供を求めることができる。
- (2) 法人等付番機関は、法務大臣から提供のあった付番対象である法人の登記簿に記録されている事項及び「法人番号」を適切に保管しなければならない。

V 情報連携

1. 「番号」に係る個人情報の提供等

- (1) 情報保有機関は、番号法又は番号法の授權に基づく政省令で、①事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとする。
- (2) 情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができるとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとする¹⁴。
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民－民－官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。
- (4) 上記(1)(2)の例外措置として、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応など特別の理由がある場合に区の委員会の許可を受けたときには、情報連携基盤を通じた情報連携ができることとする。
- (5) 情報連携基盤の運営機関及び情報保有機関は、情報連携に関連する業務に携わることができる職員をあらかじめ限定し、関係する端末やデータベースへのアクセスを適切な方法により制御するとともに、事後的な当該機関内又は区の委員会等による監査を受けるものとする。
- (6) 情報連携基盤及び情報保有機関は、情報保有機関間で行われた情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやりとりに関するアクセス記録を、一定期間保存するものとする。
- (7) 情報連携基盤においては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。
- (8) 「番号」に係る個人情報を提供する行政機関は、当該情報及びその提供先について、行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイルにあらかじめ記載するものとする。
- (9) 情報保有機関は、行政機関個人情報保護法第5条その他の法令の規定により、

¹⁴ 制度上情報の共有が想定されており現に書面又は電子的手法を通じて情報共有がなされている場合等、個別の事情を踏まえた取扱いについても検討する。

保有する「番号」に係る個人情報の正確性の確保に努めるものとする。

2. 情報保有機関が保有する本人確認情報の住基ネット情報との同期化

情報保有機関は、都道府県知事に本人確認情報の提供を求めることができることとし、各情報保有機関の責任で保有する本人確認情報について、各情報保有機関において必要な頻度で住基ネット上の本人確認情報との同期化に努めることとする。

また、その際に住基ネットから直接本人確認情報を情報保有機関に的確に提供するための措置を住民基本台帳法において講じる。

Ⅵ マイ・ポータル

- (1) 情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとする。
- (2) 個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。
- (3) マイ・ポータルにおいては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。

Ⅶ 情報連携基盤の運営機関等

情報連携基盤の運営機関及びマイ・ポータルの運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討する。

Ⅷ ICカード

1. 概要

自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認等を行うことができるマイ・ポータルにログインするため、また、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者等が本人確認をした上で「番号」を確認できるようにするため、「番号」、「氏名」、「住所」、「生年月日」及び「性別」が記載され、また、公的個人認証サービスが搭載された番号制度に対応するICカードを交付できるようにする。

ICカードは、住民基本台帳カードのこれまでの国及び地方公共団体における普及の拡大の取組の経過等を踏まえて、可能な限り、現行の住民基本台帳カード、住基ネットや公的個人認証サービス等を活用しつつ、住民基本台帳カードが有する機能等に加え、次のとおり改良するものとする。

なお、住民基本台帳カードの交付同様、ＩＣカード交付時に厳格な本人確認を行い、不正取得等がないよう適切な措置を講じることとする。

- (１) マイ・ポータルにログインするために、現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加する。
- (２) 電子証明書の有効期間を現行の３年から５年に延長し、公的個人認証の利便性を高める。
- (３) 民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する。
- (４) 「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、ＩＣカードの券面に「番号」を記載する。

２．交付等

自己に関するアクセス記録を確認する権利を個人に対して保障する観点から、交付の対象者、交付時期、交付方法、費用負担等について、引き続き検討する。

Ⅸ 第三者機関

１．設置等

- (１) 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 3 項の規定に基づく、いわゆる三条委員会等の設置形態を検討。以下「委員会」という。）を置く。
- (２) 委員会は、行政機関、地方公共団体、関係機関及び「番号」を取り扱う事業者（以下「監督対象機関等」という。）による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督等を行う。
- (３) 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。
- (４) 委員には地方公共団体の関係者を含める。
- (５) 委員長は、緊急に対処すべき事態が生じた場合、必要があれば、いつでも委員会を招集できる。

２．権限・機能等

委員会は、以下の権限・機能を有する。

- (１) 委員会は、監督対象機関等に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いについて、資料の提出及び説明等を求めることができる¹⁵。
- (２) 委員会は、監督対象機関等による「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、相談に応じ、調査することができる¹⁶。

¹⁵ 資料の提出及び説明等の要求について、後記（４）と同様に犯則調査又は犯罪の捜査等一定の事由に関連する資料等は除かれる。

¹⁶ 委員会は、「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、官に対するものと民に対するものとを問わず、その窓口となり、官民に対する各種の調査権限を駆使して調査を実施し、問題となる事象が判明した場合は、当該調査の対象となっている機関に対し、助言、指導、

- (3) 委員会は、「番号」を取り扱う事業者又は関係機関に対し、「番号」に係る個人情報¹⁷の取扱いに関し、報告させ、職員に事務所等に立ち入り、関係する書類等¹⁸を検査させ、関係者への質問をさせることができる。
- (4) 委員会は、行政機関及び地方公共団体の「番号」に係る個人情報（犯則調査又は犯罪の捜査等一定の事由を目的として保有されている場合は除く。）の取扱いについて実地の検査をすることができる。
- (5) 委員会は、監督対象機関等に対し、必要な助言・指導をすることができる。
- (6) 委員会は、監督対象機関等が番号法等の規定に違反した場合、監督対象機関等に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる¹⁷。
- (7) 委員会は、事業者及び関係機関が正当な理由がないのに勧告に係る措置をとらなかったとき等は、その勧告に係る措置等をとるべきことを命じることができる¹⁸。
- (8) 委員会は、地方公共団体の「番号」に係る個人情報の取扱いが法令の規定に違反していると認めるとき等は、内閣総理大臣に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 又は第 245 条の 7 に基づき当該地方公共団体に対して違反の是正等のため必要な措置を講じることを求め、又は講じる措置に関し、必要な指示をするよう勧告することができる。
- (9) 委員会は、行政機関において勧告に係る措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政機関の長に対して当該措置の速やかな実施を求めるよう勧告することができる。
- (10) 委員会は、情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分を、その稼働前に監査するとともに、情報連携基盤を随時監査する。
- (11) 委員会は、行政機関に対し、情報保護評価の実施に関し助言・指導できるとともに、行政機関が提出する報告書を承認することができる。
- (12) 委員会は、番号制度又は同制度における個人情報保護のための方策に関する重要事項について内閣総理大臣に対して意見を述べることができる。
- (13) 行政機関が「番号」に係る個人情報ファイルを保有等しようとするときは、一定の場合を除き、あらかじめ、委員会に対し、同ファイルの名称、利用目的及び経常的な提供先等を通知するものとする。
- (14) 「番号」に係る個人情報の保護の普及啓発を行う。
- (15) 所掌事務に係る国際協力を行う。
- (16) 委員会による監督等は、監督対象機関等に係る既存の監督体制との関係を踏まえ、調整を図りながら、できる限り効率的に行う。

X 罰則

勧告等を行い、救済を図る。

¹⁷ 第三者機関の組織形態によっては、内閣総理大臣を介して勧告等を行うこととする。

¹⁸ 第三者機関の組織形態によっては、内閣総理大臣を介して勧告等を行うこととする。

以下の行為又は者を処罰する罰則を創設し¹⁹、必要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規定を設ける。

これらの罰則の更に具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性、社会保障又は税務の個別法における処罰範囲の拡大・法定刑の加重の要否等について制度全体の在り方を踏まえ、検討を進める。

1. 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの²⁰

- (1) 行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務の従事者等（以下「行政機関の職員等」という。）が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報²¹が記録されたデータベースを提供した行為
- (2) 行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為
- (3) 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した行為²²
- (4) 前記Ⅱ12.の電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務に違反して電子計算機処理等に関する秘密を漏らした者

2. 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの

- (1) 「番号」を取り扱う事業者若しくはその従業者等又は受託業務の従事者等（以下「『番号』を取り扱う事業者等」という。）が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報が記録されたデータベースを提供した行為
- (2) 「番号」を取り扱う事業者等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為
- (3) 詐欺等行為又は管理侵害行為（不正アクセス行為等その他の保有者の管理を害する行為をいう。）により、「番号」に係る個人情報を取得した者
- (4) 「番号」を取り扱う事業者が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をした者²³

¹⁹ 番号法においても、原則として、刑法（明治40年法律第45号）総則の規定が適用されることから（同法第8条）、罪を犯す意思（故意）がない場合は処罰されない（同法第38条第1項）。

²⁰ 1（1）から（3）までについて、行政機関個人情報保護法第53条から第55条までに規定される罰則より法定刑を引き上げることを検討する。

²¹ 罰則の取扱いについて、「番号」に係る個人情報の定義について脚注2の定義と同様とするか否かについては更に検討を要する。

²² 行政機関の職員等以外の法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の従業者等が、「番号」に係る個人情報が記録された文書等を不正に取得する行為に対処する罰則を設ける必要があるか否かについて、今後更に具体化する番号制度全体の在り方を考慮して検討する。

²³ 事業者が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をする行為について、刑法の私電磁的記録不正作出罪等で対処できるものがあると考えられるが、対処できないものも想定されることから、これらに対処するために新たに罰則を設けることとしたものである。これに対し、行政機関等が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をする行為については、基本的に、公電磁的記録不正作出罪や虚偽公文書

(5) 前記Ⅸ 2. (3) による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒むなどし、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(6) 前記Ⅸ 2. (7) による委員会の命令に違反した者

3. 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

委員会の委員長、委員又は職員等が職務上知り得た秘密を漏らした行為²⁴

作成罪等の刑法所定の罰則で対処できると考えられるが、今後更に具体化する番号制度全体の在り方を考慮して検討する。

²⁴ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）上の守秘義務違反より法定刑を引き上げることを検討する。

第4 実施計画案

番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目途とする。

番号制度が円滑に施行されるよう、システム技術等の活用に当たっては、既存インフラとの整合性、将来の維持管理コスト、制度や業務要件等の可変性等を十分に考慮しながら弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。

- (1) 平成 23 年（2011 年）秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出する。
- (2) 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。
- (3) 平成 26 年（2014 年）6 月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付する。²⁵
- (4) 平成 27 年（2015 年）1 月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。

²⁵ 付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」については、基本方針を踏まえる。個人への「番号」の交付、法人等への「法人番号」の交付に当たっては、その施行日前においても、事務の実施に必要な準備行為ができる旨、番号法に規定する。